

# 第13章 福島県特別支援教育センター

## 第1節 概要

昭和61年の開所以来、関係機関と連携協力しながら、教育相談、教職員の研修、調査・教育研究、図書・資料の収集と情報提供、広報・啓発等の事業を行ってきた。

今年度は、第6次福島県総合教育計画（改訂版）に基づき、早期からの教育的支援、小・中学校及び高等学校等に在籍する発達障がいを含む特別な支援を必要とする児童生徒等への支援、特別支援学校の専門性の向上と特別支援教育におけるセンター的機能の充実に向けた支援、関係機関との連携等の充実に努めてきた。

### 1 教育相談事業

障がい等の心配のある乳幼児・児童生徒に関する教育相談機関として、本人、保護者（家族）、保育所・幼稚園、小・中学校及び高等学校、特別支援学校関係者、教育委員会等からの依頼に応じ、疑問や悩みを一緒に話し合い、特別支援教育の専門的観点からの相談を行った。相談者の心情に寄り添い、相談を通して、子どもへの適切な支援策や指導法について共に見つけだすようにした。また、面接、行動観察等を行い、関係機関との連携を図りながら専門的・総合的観点からの相談を進めた。

センターでの相談受理件数は176件（昨年度比100.0%）、延べ件数は604件（昨年度比109.8%）であった。障がい種別による相談実件数では、発達障がいの相談が最も多く50.7%、続いてその他（医師による診断のない者）が、32.3%であった。これらを合わせると実件数の83.0%を占めている。知的障がいに関する相談は約10.3%であり、合わせると実件数全体の93.3%を占める。相談者は、本人、保護者、教員、関係機関等である。

その他、学校等のニーズに応じて学校・地域等に出向き、支援を必要としている子どもに対し、教職員が適切な支援と指導が行えるよう必要な支援や助言や、ケース検討会、校内研修会等の開催・運営等への支援を行った。さらに、地域における教育相談機能の質的向上を図るため、学校等と保健福祉の関係機関、教育委員会、教育事務所、医療機関等との適切な連携を支援し、地域の支援体制の整備を進めた。

### 2 教職員研修事業

教職員の資質と指導力の向上を図るために、「令和2年度福島県公立学校教職員現職計画」に基づいて各種の研修講座を計画した。

特別支援学校の基本研修においては、初任者研修、2年次教員フォローアップ研修、経験者研修Ⅰ・Ⅱと教職経験年数に応じて、基礎的・基本的な事項を中心とした研修や教員の専門的な知識・能力の深化を図る研修、教員として教育活動全般にわたる広い視野に立った研修等を実施した。また、小・

中学校や高等学校、特別支援学校等の教員を対象とする職能研修では、特別支援学級等新任担当教員研修会や特別支援教育コーディネーター研修会など、その職責に応じた資質・力量の向上を目指した研修を行った。さらに、専門研修の各講座では、特別な支援を必要とする幼児児童生徒の正しい理解や教育的な対応、授業の改善や充実につながる研修を行うとともに、最新の知見を取り入れた各種講座を設け実施した。

基本研修の受講者総数は延べ578名（初任者研修、2年次教員フォローアップ研修、経験者研修Ⅰ、経験者研修Ⅱ）であった。職能研修は新型コロナウイルス感染防止の観点から中止になる研修もあり、受講者総数は延べ222名（特別支援学級等新任担当教員研修会（地区別のみ）、特別支援学級担当教員（経験三年）研修会、特別支援学校養護教諭研修会、通級指導教室担当教員研修会）、そして、専門研修講座（16講座）についても、新型コロナウイルス感染防止の観点から、会場収容人数を30名に制限したことにより、総受講者は延べ402名であった。また、研修の機会を広く提供する公開講座（8講座）の聴講者総数は24名で、自主研修講座（1講座）の参加者総数は5名であった。

### 3 調査研究・教育研究事業

本県が当面している特別支援教育の今日的課題及び学校における教育実践上の具体的課題解決に向けて、以下の研究等を行った。

#### (1) 調査研究

「通常の学級等における合理的配慮の充実に向けた調査研究～児童生徒一人一人に応じた合理的配慮に関する実践的な取組～」

小学校・中学校・高等学校の学習指導要領解説総則編には、「障害のある児童生徒などの指導は、担任を含む全ての教師間において、個々の児童生徒に対する配慮等の必要性を共通理解すると共に教師の連携に努める必要がある」ことが明示されている。各学校においては、教職員が障がいのある児童生徒本人や保護者と合意形成や情報提供を図り、合理的配慮の提供を推進していくことが求められている。

平成30年度に、福島県教育委員会が実施した「発達障がいの可能性がある児童生徒を含む特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査」によると、本人又は保護者との合意形成のもと、合理的配慮が提供されている割合は、特別な教育的支援を必要とする児童生徒のうち30.7%にとどまっていることが明らかになった。

合意形成の上での合理的配慮の充実が求められていることから、令和2年度は、児童生徒一人一人に応じた合理的配慮の目的及び内容の検討、合理的配慮の評価・見直しを進めるためのケース会議の在り方について研究協力校と共同で研究を行った。

## (2) 教育研究

「知的障がいのある児童生徒を教育する特別支援学校における各教科の指導の充実～新学習指導要領を踏まえた児童生徒の自立と社会参加に向けた資質・能力の向上を目指す実践研究～(三年次)」

平成 29 年 4 月、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領が改訂され、小・中学校に準じた改善が図られるとともに「学びの連続性を重視した対応」の一つとして、知的障がいのある児童生徒のための各教科の整理と充実が図られた。

それを受けて、平成 30 年度より文部科学省「特別支援教育に関する実践研究充実事業」及び福島県教育委員会「特別支援学校教科指導充実事業」の一環として取り組んできた研究である。県内の県立特別支援学校(知的障がい)と連携・協力し、授業研究や共通課題の協議など、各教科の指導の充実に係る取組を推進することを通して、新学習指導要領の趣旨の理解啓発、指導方法や体制づくりの検討など、県全体で研究を深め、その成果を指導の改善に生かすことを目指してきた。

令和 2 年度は最終年次として、これまでの成果と課題を踏まえてさらに研究を深めるとともに、各教科の指導の充実に向けたポイントや各学校の指導事例をまとめた実践事例集の作成に取り組んできた。

### 4 教育図書・資料の収集・提供事業

本県特別支援教育の中心的施設としての機能の充実を目指して広く特別支援教育関係図書・資料の収集に努め、関係教職員等が活用できるよう、整備・充実を図った。

本年度も特別支援教育の指導に関する図書の充実と教育資料の収集、Web サイトによる紹介等を推進した。

なお、3 月末日現在での特別支援教育関係図書の蔵書数は 6,920 冊、定期刊行物 6 種、教育資料数 4,915 点である。

### 5 広報・啓発事業

特別支援教育に関する情報及び資料、並びに本センターの事業内容を広報誌や各種発行物として関係諸機関等に配付し、特別支援教育に対する啓発や理解推進を図った。併せて、事業内容を多くの方々に伝えるため、Web サイトでも情報提供に努めた。

### 6 情報教育事業

専門研修講座を中心に、GIGA スクール構想の実現を踏まえた特別支援教育における ICT 活用に関する研修の企画運営を行った。障がいのある児童生徒の自立と社会参加に向けた学びの充実を図るための ICT 活用を推進できるよう努めた。

## 第 2 節 教育相談事業

### 1 相談対象

相談は、障がいのある、又はその心配のある乳幼児、児童、生徒及びその保護者や関係者を対象として実施した。相談の障がい種別は次のとおりである。

- 視覚障がいにかかわる相談
- 聴覚障がいにかかわる相談
- 知的障がいにかかわる相談
- 肢体不自由にかかわる相談
- 病弱・身体虚弱にかかわる相談
- 言語障がいにかかわる相談
- 情緒障がい(場面緘黙等)にかかわる相談
- 発達障がいにかかわる相談
- その他(医師による診断のない者)の相談

### 2 形態

#### (1) センターでの相談

電話での申込みにより、来所日時をあらかじめ調整し、新型コロナウイルス感染症防止に努めながら、相談者の来所による教育相談を行った。また、相談の内容等によっては電話のみによる相談も行った。

#### (2) 要請を受けての学校・地域支援

困難な事例や特に必要な場合には保育所・幼稚園、認定こども園、小・中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校から支援要請を受けて学校等に出向き、現地においての授業参観やケース会議を通しての相談を行った。

### 3 現状と課題

特別支援教育の校内体制については、各学校において特別支援教育の校内委員会や教育相談・進路指導、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーが組織として機能してきたと考える。本センターの教育相談においては、そのような学校・地域等の組織とどのように連携し、学校等の支援体制の充実に寄与していくのか、さらに検討が必要である。

相談の主訴は、幼児については、就学に関連した多様な学びの場の情報提供についてが多く、小学生では、養育や学習面についての相談が多い。また、小学生から高校生までの幅広い年齢層で、学校生活への不適應による、「登校しぶり」「不登校」の相談や、「合理的配慮」についての相談がある。子どもが困難さを感じている背景を探り、適切な支援を考える必要から、関係者によるケース会議を開催する必要もある。また、小学校高学年から高校生については、自己理解を促す相談も重ねていく必要があり、大切にしている点でもある。

<年齢・学校別相談件数>

年齢・学校		乳幼児(歳)		小学校(学年)						中学校(学年)			高等学校(学年)			一般 他	計
		0～4	5	1	2	3	4	5	6	1	2	3	1	2	3		
センター 相談	実件数	8	16	8	13	10	13	23	15	14	9	13	13	6	6	9	176
	延件数	14	25	44	34	58	35	117	48	82	16	40	38	10	32	11	604

<障がい種別相談件数>

障がい種		視覚 障がい	聴覚 障がい	知的 障がい	肢 体 不 自 由	病 弱 虚 弱	言 語 障 が い	情 緒 障 が い	発 達 障 が い	その他	計
		センター 相談	実件数	2	8	20	7	5	1	1	69
	延件数	5	11	62	13	10	1	1	306	195	604

<地区別相談件数>

地区	県北	県中	県南	会津	南会津	相双	いわき	その他	計
延件数	184	327	33	30	0	2	11	17	604

### 第3節 教職員研修事業

受講者の資質、指導力、専門性の向上を目指し、講座内容の一層の充実を図った。

- 専門研修講座を16講座設け、そのうち8講座を公開講座とし、受講者のニーズに応えるようにした。
- 講義、演習、協議という流れで進めることで、理論から実践へ内容を展開することができ、研修者の理解を深めることができた。演習での話し合い活動や協議では、新

型コロナウイルス感染防止に配慮し、受講者同士の感覚が密にならないよう工夫して実施した。

- 特別支援教育に関する県内外の専門家や各学校で先進的な実践をしている教員などを招へいして、新たな知見を広げたり具体的な実践に触れたりする機会の充実を図った。
- 調査研究や教育研究等の成果を基にして、特別支援教育に関する専門的知識・技能の習得とともに、真摯に実践に取り組む資質の向上に努めた。

#### 1 教職員の研修講座

##### (1) 専門研修

講 座 名	期日及び期間	受講者数(人)
発達障がいの教育Ⅰ 発達障がいのある幼児児童生徒の基礎的な理解と対応	7月1日	30
発達障がいの教育Ⅱ 発達障がいのある児童生徒のライフステージに応じた支援を考える	9月23日	12
特別支援教育の充実Ⅰ 障がいのある子どもを支える保護者や関係機関との連携	9月29日	29
特別支援教育の充実Ⅱ 通常の学級に在籍する多様な児童生徒が共に学ぶための指導の充実 ～ユニバーサルデザインの視点を取り入れた授業づくりと合理的配慮～	8月3日	28
特別支援教育の充実Ⅲ 多様な学びを支えるアセスメント	7月9日	21
特別支援教育の充実Ⅳ 生徒の進路実現と生涯にわたる支援の充実 ～生涯にわたる支援のために～	8月27日	30
特別支援教育の充実Ⅴ チーム力向上のための知識・理論 ～チームづくりのヒント：0JL～	10月1日	20
特別支援教育実践力アップⅠ 自立活動の指導の充実 ～新学習指導要領を踏まえて～	7月3日	30
特別支援教育実践力アップⅡ 知的障がい教育における各教科の指導の充実 ～新学習指導要領を踏まえて(算数編)～	7月14日	32
特別支援教育実践力アップⅢ 特別支援学校における重度・重複障がいのある児童生徒の理解と授業づくり	7月7日	22
特別支援教育実践力アップⅣ 特別支援学校における授業力向上 ～新学習指導要領を踏まえた目標と評価～	9月17日	29
特別支援教育実践力アップⅤ チーム力向上のためのメンタルヘルス	10月6日	25

講 座 名	期日及び期間	受講者数(人)
特別支援教育実践力アップⅥ 特別支援教育に活かすICT機器やデジタル教材 ～合理的配慮の充実に向けて～	9月10日	31
特別支援教育実践力アップⅦ 連続性のある多様な学びのための小・中学校、高等学校、特別支援学校の連携 ～切れ目のない支援のための学校間の引継ぎ～	7月27日	29
特別支援教育実践力アップⅧ 特別支援学級の学級経営 ～教育課程と授業づくり～	8月7日	19
幼児期から児童期への支援を継続する幼小連携 ～子どもの発達を支える～	9月15日	15
計		402

(他に公開講座に24名、自主研修講座に5名が参加)

## (2) 基本研修

研 修 名	期日及び期間	受講者数(人)
特別支援学校初任者研修一般研修	4月15日～16日	75
特別支援学校初任者研修カウンセリング研修	6月10日～11日	71
特別支援学校初任者研修宿泊一次研修	7月29日～30日(1班) 7月30日～31日(2班)	66
特別支援学校初任者研修教育課程別研修	9月9日	65
特別支援学校初任者研修学部別研修	11月11日	64
特別支援学校初任者研修宿泊二次研修	2月3日～5日	65
特別支援学校2年次教員フォローアップ研修教科等指導研修	8月20日	58
特別支援学校経験者研修Ⅰ全体研修	6月16日～17日(1班) 6月18日～19日(2班)	42
特別支援学校経験者研修Ⅱ共通研修	6月23日～24日(1班) 6月25日～26日(2班)	36
特別支援学校経験者研修Ⅱ教科等指導研修	1月12日～13日(1班) 1月14日～15日(2班)	36
計		578

## (3) 職能研修

研 修 名	期日及び期間	受講者数(人)
特別支援学級等新任担当教員研修会	(共通) 4月 (地区別) 10月～11月	中止 80
特別支援学級担当教員(経験三年)研修会	(地区別) 9月	59
小・中学校特別支援教育コーディネーター研修会	(地区別) 6月	中止
高等学校特別支援教育コーディネーター研修会	5月15日	中止
特別支援学校特別支援教育コーディネーター研修会	5月24日	中止
特別支援学校養護教諭研修会	8月21日	24
通級指導教室担当教員研修会	7月15日	59
計		222

## 第4節 調査研究・教育研究事業

### 1 調査研究

「通常の学級等における合理的配慮の充実に向けた調査研究」～児童生徒一人一人に応じた合理的配慮に関する実践的な取組～

## (1) 調査研究の趣旨と目的

平成 30 年度に、本県が実施した「発達障がいの可能性のある児童生徒を含む特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査」によると、小・中学校及び、義務教育学校の通常の学級及び高等学校（通信制は除く）に在籍し、学習面や行動面で特別な教育的支援を必要とする児童生徒が一定数おり、その内、本人又は保護者との合意形成のもと、合理的配慮が提供されている割合は 30.7%であることが明らかになった。

それを受けて令和元年度に実施した実践研究により、以下の 3 つの大切なことが分かった。

- ・合理的配慮提供計画を作成し、年間の計画に位置付け、教職員で共有すること。
- ・合理的配慮の理解のための教職員の研修を行うこと。
- ・合理的配慮の理解のために児童生徒や保護者に説明を行うこと。

一方で、一人一人の具体的な提供内容の充実が課題となった。

そこで、令和 2 年度は、以下の目的で実践研究を行うこととした。

- ・通常の学級等に在籍する特別な支援が必要な児童生徒一人一人に応じた合理的配慮の提供ができるように、障がいに応じた取組の在り方について研究し、各学校における指導・支援の充実を目指す。
- ・研究協力校での取組を広く紹介し、各地域での合理的配慮の提供に向けた取組の促進を目指す。

## (2) 研究の実際

### ア 研究協力校との実践研究

研究協力校 喜多方市立松山小学校（会津地区）  
南相馬市立原町第三中学校（相双地区）  
福島県立修明高等学校（県南地区）

#### (ア) 合理的配慮の提供に向けた教職員の研修や提供計画の自校化

研究協力校の要請に応じて、当センター所員が、合理的配慮について説明する機会を設けた。また、「合理的配慮リーフレット事例編（令和 2 年 3 月発行）福島県教育委員会」を参考に、研究協力校各校で合理的配慮提供計画を作成した。

#### (イ) 児童生徒一人一人に応じた合理的配慮の目的及び内容の検討

特別支援教育コーディネーターや担任、児童生徒に関わる先生方でケース会議を開き、実態把握の方法を、視点を絞った話し合いや授業参観、実態に関する気づきの回覧など、校種により工夫して実施し、必要な支援策の検討を行った。

#### (ウ) 合理的配慮の評価・見直し

ケース会議で検討した支援策を実践して気づいたことや改善策を出し合い、児童生徒の実態に適した合理的配慮を見直した。

### イ 調査研究推進会議の実施

宮城学院女子大学教育学部教育学科教授 梅田真理先生を調査研究アドバイザーに迎え、年 2 回の調査研究推進会議を開催し、研究協力校との取組の進め方やケース会議の実態把握の視点や在り方について研究を行った。

#### ウ アンケートの実施（合理的配慮、ケース会議についての質問紙調査）

6 月と 11 月に研究協力校 3 校にアンケートを実施し、合理的配慮とケース会議について実態把握や意識調査を行った。

#### エ 研究成果等の情報発信

合理的配慮のためのケース会議の在り方について、リーフレット「合理的配慮の提供のために やってみよう！ケース会議～校内での効果的な話し合いに向けて～（令和 3 年 3 月）」を発行し、県内全ての市町村立学校、国立学校、県立学校、私立学校に配付するとともに、Web サイトにも掲載して周知と取組の促進を図った。

## (3) 研究のまとめ

### ア 研究協力校との実践研究

#### (ア) 学校に応じた合理的配慮の提供計画の作成（自校化）

- 学校規模や実態に応じ、担任中心の少人数、全職員、生徒指導部教育相談係などメンバーを工夫し、組織的にケース会議を運営することができた。
- ケース会議開催にあたっては、特別支援教育コーディネーターを中心に複数の運営メンバーを配置し、相談しながら開催することが効果的であり、持続可能と考えられた。
- 合理的配慮の提供計画見直しの際には、特別支援学校のセンター的機能を活用することが有効であると言える。

#### (イ) 児童生徒一人一人に応じた合理的配慮の目的及び内容の検討

- 検討の際は、付箋等を活用して児童生徒の困難な点を可視化し、情報の収集や項目分けなどで多くの情報を整理・共有することができた。また、教職員間での情報共有ができたことで、実態を多面的に捉えるとともに、必要な支援内容を確認して実施することができた。
- ケース会議の充実と効率化のためには、話し合いの方向性を事前に定めることや、必要な資料や児童生徒の学びの様子が分かる資料の活用も有効である。
- 進行役は、会議の設定の仕方や進め方のコーディネーター力の向上も図る必要がある。

#### (ウ) 合理的配慮の評価・見直し

- 合理的配慮の 3 観点 11 項目で提供内容の評価・見直しを行い、見直しの必要な項目や必要のない項目を整理することができた。また、評価・見直しの過程で、児童生徒の行動の変容や課題を克服する姿を捉え直すことで、児童生徒理解を深めることができた。

- 評価・見直しにおいては、有効な配慮は継続し、また、成長により不要となった場合や効果が見られない場合は、再度、児童生徒の困難な点の背景要因から検討することが必要である。

#### イ 今後の取組に向けて

##### (ア) 合理的配慮の提供を考えるケース会議のもち方の提案

- ケース会議の前に、できるだけ多くの視点で情報を収集し、丁寧な実態把握を行うこと。
- 特別支援教育コーディネーターを中心とし、児童生徒にかかわる少人数によるケース会議を実施し、支援策を決定し、全体へ共有すること。
- 同様に取組の情報収集をし、少人数によるケース会議で支援策を評価し、見直していくこと。

##### (イ) 丁寧な実態把握

##### (ウ) 合理的配慮の内容の充実のための情報発信

#### ウ おわりに

児童生徒一人一人に応じた合理的配慮が提供されることは、すべての児童生徒がもてる力を最大限に発揮しながら「地域で共に学び、共に生きる教育」の実現にとって極めて重要である。

今後も県内すべての学校において合理的配慮の提供が一層推進されるように、合理的配慮に関する理解を促すための研修の充実や情報発信に引き続き取り組んでいく。

## 2 教育研究

「知的障がいのある児童生徒を教育する特別支援学校における各教科の指導の充実～新学習指導要領を踏まえた児童生徒の自立と社会参加に向けた資質・能力の向上を目指す実践研究～(三年次)」

### (1) 研究の趣旨と目的

新学習指導要領では、小・中学校等に準じた改善が図られるとともに、インクルーシブ教育システムの推進を踏まえて、小・中学校等の教育課程との連続性を重視した改善が図られた。その中で、「知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科」(以下、知的障がいのある児童生徒のための各教科)においては、育成を目指す資質・能力の三つの柱に基づき整理されるとともに、各学部や各段階、幼稚園や小・中学校の各教科等とのつながりに留意した充実が図られている。

そこで、新学習指導要領を踏まえた実践研究により、知的障がいのある児童生徒のための各教科の指導の充実を図り、児童生徒の自立と社会参加に向けた資質・能力の向上に資することを目的に本研究を設定した。

本研究を通して、各教科の指導に係る各教員の指導力の向上や、児童生徒の学びの充実、学びの連続性の実現、各学校のカリキュラム・マネジメントの充実など、特別支援学校の授業や教育課程の改善・充実が期待される。

### (2) 研究の経過

ア 「『学びの履歴』シート〔2020年版〕」の発信と活用  
本シートを参考に自校用のシートを作成したり、指導内容表を活用し、児童生徒一人一人の学習状況を記入したりするなど、教科の目標や内容に即した学習状況を把握し、授業や教育課程へ生かそうとする取組が見られるようになった。

#### イ 各教科の指導と評価の充実に向けた授業研究

##### (ア) 研究協力校連絡協議会における協議

- 目標設定や評価の具体的な手続きについての研修が必要であるとともに、個人の研修のみに頼るものではなく、教育課程や年間指導計画と連動したシステムとしての明確化が必要であることが挙げられた。

##### (イ) 実践協力校の取組

- 福島県立会津支援学校の取組
  - ・ 「授業シート」を活用して授業づくりのポイントや課題を明確化する。
  - ・ 学部ごとに教科別小グループを編成し、全体研究日にグループごとに協議を行う。
  - ・ 作成した「授業シート」をデータベース化する。
  - ・ 小学部国語科(教科別の指導)の授業実践
- 福島県立たむら支援学校の取組
  - ・ クラスシート・プラン(単元計画、本時の計画)
  - ・ クラスシート・チェック(評価・改善、事後検討会で使用)
  - ・ クラスシート・まとめ(記録、事例集)
  - ・ 小学部各教科等を合わせた指導(生活単元学習)の授業実践

#### ウ カリキュラム・マネジメントの充実を目指した実践研究

##### (ア) 研究協力校連絡協議会における協議

- いずれの学校においても各教科の内容を履修するための具体的な方策について課題を感じている。年間指導計画のモデルを作成し、卒業までを見通した指導内容の配列を具体的に検討する取組も見られる。知的障がいの程度などの実態の違いや、教科の枠組みを越えた教科等横断的な資質・能力の育成なども考慮した教育課程の編成や指導計画の作成が必要である。

##### (イ) 実践協力校の取組

- 相馬支援学校の取組
  - ・ 校内研究・校内研修「資質・能力を育むための単元研究会からのカリキュラム・マネジメントの充実」
  - ・ 「教員一人一人が自分の授業を考え、日々実践する」ことをコンセプトにした単元案の作成
  - ・ 「教員同士が学び合い、本時の授業力・単元構想力を高める」ことをコンセプトにした単元研究会の実施

エ 各教科の指導の充実に係る実践事例集の作成  
本研究の研究協力校 10 校と当センターが連携・協力し、各教科の指導の充実にに向けたポイントをまとめるとともに、できるだけ幅広い教科の種類、子どもの姿が見える実践事例集として編集した。

オ 教育研究に係るアンケートの実施と分析

(ア) アンケートの概要

- 期間：令和 2 年 10 月～11 月
- 対象：研究協力校 10 校（各校代表者 1 名が記入）
- 内容：自校の新学習指導要領の実施状況等
- 方法：4 段階評価及び記述式

(イ) アンケート結果と考察（抜粋）

- 学習指導要領の具体的な改訂内容の把握及び授業づくりの際の学習指導要領の活用に対しては、高い評価を示している。
- カリキュラム・マネジメントについてはどの学校も取り組んでいるが、半数の学校が体制づくりやスケジュールの課題を挙げている。
- 多くの学校で評価について課題を感じていることが推察される。特に、単元における評価計画や評価規準の設定方法、主体的に学習に取り組む態度の評価など、評価に係わる具体的な手続きや体制づくりについて今後の整備と充実が必要であると考えられる。
- 小学部 6 年間、中学部 3 年間、高等部 3 年間を見通した指導計画については、すべての学校で課題となる事項であると考えられる。年間指導計画や単元配列のモデルを作成するなどの取組も見られることから、各校の好事例をモデルとした取組や研究が必要であると考えられる。

### (3) 研究のまとめ

ア 成果

(ア) 新学習指導要領の趣旨についての理解啓発

- 新学習指導要領の趣旨の理解が広がり、各校で新学習指導要領を活用した研修や、各教科の目標・内容を踏まえた授業改善を積極的に進めることができた。
- これまでの研究成果や研究協力校の具体的な実践事例をまとめ、発信することができた。

(イ) 教育課程の編成や指導方法の工夫改善に向けた方策の検討（研究協力校との取組）

- 各学校において、各教科の指導と評価の充実に目指した授業研究やカリキュラム・マネジメントを踏まえた年間指導計画の工夫と改善等を進めるとともに、研究協力校連絡協議会において、各学校の取組についての情報共有と共通課題についての協議を行い、新学習指導要領に係る実践研究を深めることができた。
- 研究協力校を対象にしたアンケート結果を基に、本研究 3 年間の成果と今後の課題を明確にすることができた。

(ウ) 児童生徒の学びの連続性を確保するためのシステムの構築

- 児童生徒の学習状況を的確に捉えることや、連続性のある教育課程や指導計画に向けた改善を図ることなど、系統性や連続性を重視する志向が高まった。

イ 課題

(ア) 各学部・各段階・教科ごとの具体的な指導事例をデータベース化すること。

(イ) 評価の具体的な手続きや児童生徒の学習評価・指導改善に関わる研修を充実させること。

(ウ) 教科等横断的な視点及び卒業までを見通した教育課程・指導計画の改善・充実に図ること。

## 3 長期研究員制度による研究

平成 29 年度より長期研究員制度が復活した。長期研究員は、各自が研究テーマを設定して、計画、実践、評価をして二年次に研究をまとめ、発表・報告を行うこととしている。令和 2 年度は 4 名が研究に取り組み、福島県特別支援教育センター研究発表会では二年次の 2 名が研究のまとめを発表し、一年次の 2 名がポスター発表で中間報告した。また、研究成果を「研究紀要」にまとめた。

## 第 5 節 教育図書・資料の収集・提供事業

### 1 教育図書・資料の収集・整理

(1) 教育図書の収集・整理

教育図書については、特別支援教育に関する専門図書の充実に努め、本年度 219 冊の新規購入及び受贈の結果、蔵書数は 6,920 冊になった。その種類は、障がい児の教育関係図書が 2,006 冊、その他の図書が 4,914 冊である。障がい児関係図書については、利用しやすいように障がい別（視覚障がい、聴覚障がい、知的障がい、肢体不自由、病弱、言語障がい、情緒障がい、重複障がい等）に配架している。

(2) 教育関係定期刊行物の収集・整理

教育関係定期刊行物は 6 種類購入し、いつでも閲覧できるように分類・配架した。

(3) 教育資料の収集・整理

全国の関係機関や県内の教育機関の協力により、研究紀要・研究報告書・ハンドブック等の収集に努め、本年度収集した 478 冊を分類・配架した。県内の資料についても、学校別に分類・配架した。

## 第 6 節 広報・啓発事業

### 1 所報「特別支援教育」(73 号)

(1) 内容

ア 巻頭言

「福島県特別支援教育の未来の幕開け」

福島県立聴覚支援学校 校長 小檜山 宗浩

イ 特集「幼児児童生徒一人一人に応じた指導・支援の充実を目指して」

(ア) 教育研究から「3年間の実践研究を振り返って」

(イ) 調査研究から「一人一人に応じた合理的配慮の内容の充実に向けて」

ウ 研修ノート

(ア) 研修講座から「個の実態把握に基づいた自立活動の指導目標と指導内容の設定」

(イ) 学校教育指導委員から

エ 随想

(ア) 各学校の先生方から

(イ) 2年間の長期研究を通して

オ 研修報告

(ア) 国立特別支援教育総合研究所での研修から

(イ) 福島大学教職大学院での研修から

カ 教育相談

(ア) 相談者の思いに寄り添った教育相談

キ インフォメーション

(ア) コロナ禍の中で～令和2年度教員研修を振り返って

(イ) 子どもたちの学びの充実に向けて

ク 編集後記

## (2) 規格、ページ等

ア 規格A4判

イ ページ数30ページ

ウ Webサイトで公開

エ 各関係機関へ配付

## 2 研究紀要「第34号」

### (1) 内容

ア 教育研究

「知的障がいのある児童生徒を教育する特別支援学校における各教科の充実」(三年次)～新学習指導要領を踏まえた児童生徒の自立と社会参加に向けた資質・能力の向上を目指す実践研究～

イ 調査研究

「通常の学級等における合理的配慮の充実に向けた調査研究」～児童生徒一人一人に応じた合理的配慮に関する実践的な取組～

ウ 長期研究員研究

○ 「対人関係に困難さを抱える児童の背景をとらえた支援の在り方」～児童の行動の見方の整理と支援策の検討～(一年次)

○ 「特別な教育的支援を必要とする子どもに『できた』という実感を生み出す指導・支援の在り方～達成可能な目標づくりの支援と『できた』を実感できる場面の意図的設定～」(一年次)

○ 「困難さに寄り添う通常の学級における算数科授業づくり～つまずきの背景をとらえた指導の工夫と個別の配慮～」(二年次)

○ 「特別な教育的支援を必要とする児童に対する効果的な生徒指導の在り方～児童の思いや願いに視点をあてた児童理解を通して～」(二年次)

## (2) 規格、ページ、部数

ア 規格A4判

イ ページ数70ページ

ウ Webサイトで公開

エ 各関係機関へ配付

## 第7節 情報教育事業

### 1 ICT活用支援

専門研修講座において、「特別支援教育に活かすICT機器やデジタル教材－合理的配慮の充実に向けて－」を実施し、講義や教材・支援機器・ICT等の活用についての演習を行い、特別支援教育における教材・支援機器等の活用促進と実践力や専門性の向上を図った。

また、初任者研修の基本研修において、情報モラルに関する講義を実施した。

### 2 情報機器活用

専門研修講座を中心に、支援機器に関する情報提供やWebカメラ等の貸出を行った。

### 3 情報教育ネットワークとWebサイトの充実

Webサイトで本センターの事業内容を多くの方々に伝えるため、研修や研究の広報充実に努めた。

広報・啓発事業担当者と協力し、「合理的配慮の提供のために やってみよう！ケース会議～校内での効果的な話し合いに向けて～」をWebサイトに掲載し、「教材・支援機器ポータル」等、適宜新しい情報の追加を行った。

○ 本センターWebサイトアクセス件数2,030,538件

(令和2年4月1日～令和3年3月31日)